平成２１年（フ）第７９号
愛媛県今治市高市甲615番地６
債務者　宮本　啓二
１　決定年月日時　平成21年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第２１９３号
札幌市白石区菊水上町２条３丁目52番地
債務者　後藤　淳江
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４２３号
札幌市厚別区厚別中央５条４丁目16番10号
アイル１階105号室、住民票上の住所北海道登別市常盤町３丁目37番地10
債務者　山崎　法夫
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４４９号
札幌市中央区南11条西８丁目３番11―803号
債務者　高松さゆり
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４７９号
札幌市豊平区平岸７条13丁目４番20号　コーポラスＳⅡ―103号
債務者　橘　　智美（旧姓岩田）
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６８号
札幌市清田区真栄２条２丁目３番39号　ＳＧハイム真栄102号
債務者　辻　　浩二
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５６９号
札幌市清田区真栄２条２丁目３番39号　ＳＧハイム真栄102号
債務者　辻　かすみ（旧姓小松田）
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５７９号
札幌市厚別区厚別南２丁目15番29号　サンパーク厚別南101号
債務者　堂前　桃子（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５８３号
札幌市白石区南郷通17丁目北１番４―32号
債務者　青野　幸治
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５８８号
札幌市北区あいの里４条５丁目15番33号
債務者　市川　琴美
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５９９号
札幌市東区北19条東13丁目５番18―403号
債務者　坂井　克彦
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９７号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番１―202号
債務者　山崎　浩平
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７２２号
札幌市白石区東札幌５条５丁目12番15―105号
債務者　渡邉　雅樹
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７３８号
札幌市白石区東札幌４条４丁目２番15―402号
債務者　高本　弘美
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７５６号
札幌市中央区宮の森２条７丁目３番59号
債務者　岩佐　利明
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７６４号
北海道千歳市新富３丁目23番１号
債務者　川邊　朝江
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２７７３号
札幌市清田区真栄１条２丁目33番６号　ダイヤフレンド平岡202号
債務者　沼崎テツ子
１　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部